

## 子ども・子育て応援プランの概要

# 子ども・子育て応援プランの特徴

○ 保育事業中心から、若者の自立・教育、働き方の見直し等を含めた幅広いプランへ  
※ 少子化社会対策大綱の4つの重点課題に沿って構成

○ 概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示  
※ 施策の実施を通じて、社会をどのように変えようとしているのか、国民に分かりやすく提示

○ 「働き方の見直し」の分野において積極的な目標設定  
※ 育児休業取得率 男性10%、女性80% ※ 育児期に長時間にわたる時間外労働を行うものの割合を減少

○ 体験学習を通じた「たくましい子どもの育ち」など教育分野において積極的な目標設定  
※ 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動を実施し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

○ 「待機児童ゼロ作戦」とともに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取組を推進（子どもが減少する（量）ことへの危機感だけでなく、子育ての環境整備（質）にも配慮）  
※ 待機児童が50人以上の市町村をなくす ※ 子育て家庭が歩いていける範囲に子育て支援拠点を整備  
※ 関係者の連携体制を全国に構築し、児童虐待死の撲滅を目指す

○ 市町村が策定中の次世代育成支援に関する行動計画も踏まえて数値目標を設定  
※ 地方の計画とリンクさせた形でプランを策定するのは今回が初めて

# 子ども・子育て応援プランの概要

- 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示
- 「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施

【4つの重点課題】

【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標(例)】

【目指すべき社会の姿(例)】

若者の自立と  
たくましい子  
どもの育ち

- 若年者試用(トライアル)雇用の積極的活用
- 全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施

- 若者が意欲を持って就業し経済的にも自立  
[若年失業者等の増加傾向を転換]
- 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる

仕事と家庭  
の両立支援  
と働き方の見  
直し

- 企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及
- 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進

- 希望する者すべてが安心して育児休業等を取得  
[育児休業取得率 男性10%、女性80%]
- 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる[育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに]
- 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正

生命の大切さ、  
家庭の役割  
等についての  
理解

- 保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供
- 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進

- 多くの若者が子育てに肯定的な(「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」)イメージを持てる

子育ての新た  
な支え合い  
と連帯

- 地域の子育て支援の拠点づくり(市町村の行動計画目標の実現)
- 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開(待機児童が多い95市町村における重点的な整備)
- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 子育てバリアフリーの推進(建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成)

- 全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる
- 全国どこでも保育サービスが利用できる[待機児童が50人以上いる市町村をなくす]
- 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる[児童虐待死の撲滅を目指す]
- 妊産婦や乳幼児連れの人安心して外出できる  
[不安なく外出できると感じる人の割合の増加]

# 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の 具体的実施計画について

平成16年12月24日  
少子化社会対策会議決定

## I 策定の趣旨

少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を策定し、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進することとしているが、本大綱に盛り込まれた施策について、その効果的な推進を図るため、重点施策の具体的実施計画として、この「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を策定する。

本計画では、大綱に盛り込まれた施策のうち、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生子、育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した、目指すべき社会の姿を掲げ、それに向けて、この5年間に施策を重点的に取り組んでいくこととする。

今後、本計画に基づき、夢と希望にあふれる若者が生まれ、家庭を築き、安心と喜びを持って子育てに当たっていくことを社会全体で応援する環境が整ってきたという実感の持てるよう、内容や効果を評価しながら、政府を挙げて取組を強力に進めていく。

## II 施策の内容・目標

### 1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち

#### (1) 若者の就労支援の充実

○若者が早くから仕事に接し、考える機会を持つことができ、就業を自らの人生において積極的に位置づけられるようにすることを通じて、若者の生活基盤の強化を図り、自立を促す。

(具体的施策)

(今後5年間の目標)

#### □初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

職場体験等を通じて、小・中・高等学校におけるキャリア教育の更なる推進を図る。

#### □キャリア探索プログラムの推進

職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ自ら考えさせるため、ハローワークを通じ、企業人等を講師として学校に派遣する。

#### □インターンシップ(就業体験)の推進

インターンシップに前向きに取り組む大学等の支援を通じ、学生の学習意欲の向上や高い職業意識の向上等に意義を有するインターンシップを推進する。

#### □若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)における支援の推進

若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)において、地域の企業や学校などと連携し、若年者向けの情報提供、カウンセリングや職業紹介などの各種サービスを一貫して提供する。

#### □若年者試行雇用の活用

**常用雇用移行率 80%**

(平成18年度までの目標)

学卒未就職者などの職業経験が十分ではない若年者を対象に、3か月間の試行雇用を活用し、常用雇用の実現を支援する。

#### □日本版デュアルシステムの推進

若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と教育・職業訓練の組合せ実施により、若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システムである「日本版デュアルシステム」を推進する。

#### □キャリア・コンサルタントの養成・活用の推進

約2万人(15年度) → **約5万人**

(平成18年度までに達成)

個々人の職業生活の設計や、それに即した職業選択、能力開発等を支援する「キャリア・コンサルタント」を養成するとともに、その活用を推進する。

## □職場定着の促進

### 新規学卒就職者の就職後3年以内の 離職率を毎年度対前年度比で減少

(平成18年度までの目標)

地域における若年労働者の相互交流や企業人事管理者の講習等の取組を促進するとともに、働くことに関わる幅広い相談に身近に応ずる体制を整備する。

#### 目指すべき社会の姿

◇若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるようになる（早期に若年失業者等の増加傾向を転換（フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて、低下を示すような状況を目指す））

(注) 目指すべき社会の姿は、本プランに掲げた具体的施策を中心に、関連する施策を総合的に推進することにより、実現を目指すものとして掲げた。(以下同様)

## (2) 奨学金事業の充実

○若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう支援する。

(具体的施策)

### □日本学生支援機構奨学金事業の充実

(今後5年間の目標)

基準を満たす希望者全員への貸与に向け努力

若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう、奨学金制度による支援を一層推進する。

#### 目指すべき社会の姿

◇教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由で修学を断念することのないようにする

## (3) 体験活動を通じた豊かな人間性の育成

○子どもたちが、様々な自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身に付け、意欲にあらわれた自立した若者へと成長できるようにする。

(具体的施策)

(今後5年間の目標)

#### □子どもの多様な活動の機会や場所づくりの推進

子どもたちが放課後や週末に様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行えるような地域における取組の推進を図る。

#### □地域ボランティア活動の推進

子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、高等学校等におけるボランティア活動の単位認定等の取組を促進するなど、地域におけるボランティア活動の全国的な展開を推進する。

#### □学校における体験活動の充実

全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動が実施されるようになること

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、都市部から農山漁村や自然が豊かな地域に出かけ、異なる環境における豊かな体験活動の促進や、長期にわたる集団宿泊等の共同体験等をはじめとした、他校のモデルとなる体験活動に取り組む。

#### □青少年の自立を支援する体験活動の充実

全国に普及

(平成19年度までに達成)

青少年が自立した人間として成長することを支援するため、青年の長期社会体験活動等の主体性・社会性をはぐくむ体験活動を推進する。

#### □こどもエコクラブ事業の推進

小中学生のこどもエコクラブ登録者数

82,299人(15年度) → 11万人

(平成18年度までの目標)

こどもエコクラブを通じて、身近な地域社会での自主的な環境学習を行う機会の提供などの体験活動の推進を図る。

#### □子どもパークレンジャー事業の推進

子どもパークレンジャー事業を通じて、国立公園等の豊かな自然の中で自然や環境の大切さを学ぶ機会の提供などの自然体験活動の推進を図る。

#### □農林漁業体験活動等の推進

農山漁村の豊かな自然環境の中で、様々な農林漁業体験活動や自然体験活動等を経験することを通じた人間性の育成を図るとともに、身近な自然に安心してふれあえる環境整備を推進する。